

第三十回国会 建設委員會議録 第九号

昭和三十四年二月十八日(水曜日)
午前十時二十二分開議

出席委員

委員長 堀川 恭平君

理事 木村 守江君 理事 瀬戸山 三男君

理事 二階堂 進君 理事 南 好雄君

理事 上林 與市郎君 理事 三鍋 義三君

理事 淺澤 寛君 井原 岸高君

川崎 末五郎君 橋本 正之君

林 唯義君 村瀬 宣親君

神近 市子君 兒玉 末男君

東海林 稔君 塚本 三郎君

武藤 武雄君 山中 日露史君

出席政府委員

建設政務次官 徳安 實藏君

建設事務官 美馬 郁夫君

(計画局長) 佐藤 寛政君

(建設局長) 佐藤 寛政君

建設事務官 関盛 吉雄君

(道路局長) 山口 乾治君

専門員 山口 乾治君

二月十八日

委員 石川次夫君 辭任につき、その補

欠として神近市子君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員 神近市子君 辭任につき、その補

欠として石川次夫君が議長の名で

委員に選任された。

委員 堀川 恭平君

本日、の會議に付した案件

首都高速道路公団法案(内閣提出第

一〇四号)

道路法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一〇五号)

道路整備緊急措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一〇六号)

日本道路公団法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一四〇号)

都市計画に関する件

堀川委員長 これより會議を始めま

す。

この際、三鍋義三君より都市計画に

関する件について發言を求められてお

ります。これを許すことにいたしま

す。三鍋委員。

三鍋委員 私は、當委員會に相当長

い間席を置いて、建設行政のいろいろ

問題に携わつておるのでありますが、

自分の建設行政を通じての政治とい

うものを考へてみましたときに、何か

そこに割り切れないものを多々感ず

るのであります。ざつとばらんに申し

上げるならば、行き当りばつたりで、

計画性というものが全然ない。そして

その結果、国民の血税というものがど

うもむだに使われているという面を強

く感ずるのであります。そればかりで

なくして、結局いろいろの問題で泣き

寝入りさせられるのが国民である。こ

ういった姿をあらゆる面から感ずるの

であります。こゝろに建設行政の

根本問題に對しては、いすれまた

総括的に大臣並びに當局の所信をお聞

きするつもりでありますけれども、今

ちやうど都市計画關係の予算關係の審

議に入つておる關係上、私は、こゝ

ろの問題について具体的な事例を一

つ取り上げて、そしてなぜこゝろい

ことになるのか、こゝろいことで国民に

泣き寝入りさせておいていいのか、も

う少し計画的に國の資源というものを

を、また國民の税金というものを効果

的に使うことができないか、こゝろい

観点から、政府當局の所信をただそ

とすることでありまして、こゝろい

練馬区及び北多摩郡保谷町を起業地
とするものであります。この事業は、
練馬、目白方面に對する不安定な電力
供給系統を是正するために新しい計画
をやらうというものであります。私
どもは、この問題につきましては、い
ろいろの意見等もございまして、私
どもは、慎重に検討いたしましたので
したのでございまして、この事件につ
きましては、三十三年の九月四日に電
氣事業法に基くところの通産大臣の許可
を得ておりました。この許可に基きま
して、事業認定の申請を十月七日に出
して参りましたから、私どもは、地元
の意見等もありましたので、通産大臣に
對して本件に關する意見を照会しまし
て、なお慎重を期したのであります。本
通産大臣の方におかれましては、本事
業については、この計画で仕方がない
んだ、いろいろ他の代案も検討したが、
この計画は、事業として一番適當で
あるという回答に接しまして、私ど
どもは、その意見も十分考慮して、先
ほど申しました事業認定の手続をとつ
たわけでございまして。私どもは、土地
を所管いたしております部局といたし
ては、事業官庁の立場と異なりまして、
取用法の目的といたしましておりま
す公益と私有財産權との調整という問題に
つきましては、かねがね慎重に考慮し
ておるところでございまして、この問
題につきましても、特にその点は念入
りに検討いたしました。通産大臣等に
對しても、土地取用法に基く正式の意
見照会を出しておる次第でございま

す。その結果、先ほど申しましたよう
な認定の処分をしたという概況でござ
います。

三鍋委員 事業認定をされたのはい
つですか。

美馬政府委員 三十四年の一月三十
日でございまして。

三鍋委員 ちよつと私解せない点が
あるのですが、三十三年の十月七日に
認定申請を通産大臣からしてきたのに
對しまして、建設省として、大臣に意見
聴取をした、この辺のところがちよつ
とわからないのですが、大臣は、通産
省はこれが妥當と認めて、そして認
定申請してきたのに、それに意見を
求めるというところは、どういふこと
なんでしよ。私は、やはり建設省は建
設省の立場において、土地取用法とい
う法律を適用する上においては、非常
に地元の住民に深い關係があるから、
その独自の立場において、建設省の考
え方を持つて判断するべきであつて、
認定を申請してきた者に、どうだろ
うかというふうに見聞を取るといふ
ことは、何か筋が通らないように思
うのですが、その点、どうですか。

美馬政府委員 その事業認定の申請
をするのは、通産大臣ではございま
せん、これは、企業者である東京電力
株式会社から土地取用法の事業認定を
してもらいたいという申請が、三十三年
の十月七日にありまして、それに基
きまして、その後通産大臣に意見照会
をして、建設大臣が処分をした、こゝ
ろのことでございます。

○三鋼委員 わかりました。しかし、それにいたしましたも、これは事業者と通産大臣とは密接な連絡をとっておるものだと思います。もちろん、通産大臣は通産大臣の独自の立場において認定をされるわけでありまして、こちら辺のところに、私は何かはつきり了解できない問題が存在しておるように思いますが、そこで、ただいま局長もお話しになりましたこの土地収用法の第一条には、「公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。」というふうなつきりした条項を第一条に掲げておるのであります。そこで、この公共の利益と個人の利益、これはなかなか、いすれを重く見るかというところはむづかしい問題で、苦心を要するところでありまして、これに對して、どのように考えておられるのか。私は、やはり個人の利益といふものは、これは非常に重大な意味を持つておると思うのです。それは、憲法百三条の全文の中で、約三分の一はこの基本的人権といふものを擁護する条項なんです。そういう点から、個人の利益といふものは非常に大事にしなければならぬといふことは、憲法がうたつておるわけなんです。そういう観点からいたしまして、この土地収用法を適用する場合に、非常に慎重な態度がなければならぬ、こう思ふのであります。が、どうもしかし、役人の方々、あるいは一般の国民自身が、やはり公益のためには私益、個人の利益といふものは犠牲にしなければならぬのじやないか、それがやはり道徳の美しいところであるといつたような、古い昔の憲法の考え方が役人自体にもあるし、一般

国民にもあると思ふのです。国家のために個人の利益といふものが全然顧みられないといふことは言えなくとも、国家の下に個人の利益といふものがあるといつた考え方がお存しておると思ひます。これは、やはり昔の滅私奉公のあつた思想に通ずるものであります。私に、憲法の精神からいつても、この第一条の適用といふものは、実に重大な意義を持つておると思うのであります。この公共の利益と個人の利益と、これに對してどういふ考え方をもちて、こゝういふ判断をなす方、そして事業認定をする上の方をどのように進めておられるか、この点について、政務次官に御所見を承りたいと思ひます。

○徳安政府委員 ただいまの御質問、私も同様の考えを持つておりました。個人の利益を固からあまり極端に圧迫するようなことは相ならぬと考へておるのでございます。今回の案件につきましても、申請のございまいたときに、私も大臣もすいぶん氣をいまして、いろいろと実情等を聴取いたしました。法の精神に反しないように努力したつもりでございますが、結果におきましては、ただいま申し上げましたように、事業認定をいたしましたのであります。その根本的な考え方といたしまして、先ほど局長が申し上げましたように、電気事業法に基き許可した、すでに通産大臣がいたしておりましたが、それと全く別個な立場におきまして、建設大臣は事業認定をいたしました。その趣旨が、先ほど三鋼委員のお話しになりましたような、法の精神をはき違えないようにいたさねばならぬことは、当然だと思ふのであります。

そこで、こつちの方といたしましたは、十分書類審査もいたしました。さらに地元の意見等も十分聴取する必要があると思ひましたので、地元練馬区長及び保谷町長に申請書の写しを送付し、あるいは公衆の縦覧に供したといふようなことは、もう当然の処置でございまして、さらに申請者の求めにも応じ、あるいはまた神近先生の御要請等もございまして、前後何回か私どもの係官も現地にやりました。実情を聴取もいたしました。あるいはまたさらに専門的な仕事でございまして、通産大臣にも公式の書面をもちまして、この事業を行いますのには、これ以外にも適当な方法はないのかといふことにつきましても、再三折衝いたしましたのであります。地元の御要請等につきましても、あるいは西武鉄道の池袋線に転架する方法はないか、あるいは武蔵野電車所から埼玉側を通る南葛線に転架する方法はないか、あるいはまた白子川の河川伝いに建設する方法はないかどうか、あるいは電線を地下ケーブルにする方法等、個人の利益を擁護するためにも、そうしたことにつきましても、相当慎重に検討をみずからいたし、また当該主管省であります通産大臣にも照会等いたしました。その意見を求めたのであります。結果におきましては、やはり先ほど申し上げましたように、認定をせねばならぬような事態にもなつたわけでありまして、ただ私どもがここに最も遺憾に思ひますことは、当該事業者、いわゆる東京電力がこゝういふ申請書を出すことにつきましても、やはり近郊の土地ではございまして、将来いすれば市街地になるような場所でもございまして、全線を通じ

て最初から事業認定等の申請をなすべきである。それによつて、建設省といつたしましては、全体を通じて将来といふことも考へまして、果して事業認定をなすべきか、あるいは他に適当な方法をさらに検討すべきであるかといふようなことを、十二分に大きな立場から検討すべきであると思ひます。それから申請が、たまたまこの申請して参りました十月七日、その後の調査によりまして、もうすでに大部分が了解済みであり、すでにその線につきましても、金銭等の授受も行われておりまして、結局この買取その他に應じられない方がございまして、そういう方の処置として事業認定を申請したといふようなこと、まことに遺憾なことであると思ひます。最初から会社が、全体にわたつての計画にかかる前に、事業認定を申請してくるべきではないか。そこで、私も現地の姿を見ますと、すでに大部分の方が承知をされた、あとの方は承知をされないために事業認定をするんだといふような行き方といふものは、決して感心したやり方ではないと思ひます。しかし現実の問題といたしましては、従来の私どもが調べました処置といふものが、果して妥当であるかどうか、またそういう賛成者が、一体ほんとうに数字的にこれほど私どもに示してくれておつたものが正しい数字であるかといふことを、きのうも念を押したのであります。大体数字も参つておりますから、必要でございまして、申し上げたいと思ひますが、この関係者からすでに承諾済み、また未解決のものといふようなものを数字

的に申し出ておりました。この数字から見ますと、大部分の方が大体御了承なさつておる。ただあの方が、一割か二割の方が御承知にならぬ。すでに承知なさつた方を全然空にしてしまつて、あの方の方に認定をしないといふような立場もとつかねたような事態もございまして、すべての点を勘案し、また工事量につきましてもいろいろと調査をさせましたが、建設費等につきましても、現計画からいしますと一キロが三千万円ぐらいでございまして、一キロが一億円もかかるというふうな関係等、経営自体並びに料金等の関係もございまして、現段階ではこれよりほかに方法がないだらうといふことで、いろいろ苦勞はしたのですが、そういうふうな結論に達したわけでございます。私もとしましては、先ほど三鋼委員のお話のように、個人の利益といふものをできるだけ保護せねばならぬ、擁護せねばならぬといふことは、申し上げるまでもないこととでありまして、今後におきましては、そういうことにつきまして、会社側に十二分に注意を与えまして、中途でかような書類を出さないように、初めから事業認定の書類を出させまして、そして全般等をにらみ合せて、妥当であるかないかといふことについて十分研究をする余地のあるような処置をとりたいもの、かように考へておりました。近く当該関係業者に頭を命じまして、そろした点について十分警告をいたしたい、かように考へておる次第であります。

○三鋼委員 ただいま政務次官から、当局の御苦心になつた詳細なる御答弁

を願ったのでありますが、私は、それではどうしても満足ができないのであります。この土地収用法の第二条によりますと、「土地の利用上適正且つ合理的であるときは、」こういふうたい方をしておるのであります。その適正であり合理的であるということとをどのようにして判断したかということ、私はやはり疑問に思っております。これは略図でありますから、このままの印象で判断することはやはりいけなしいと思っておりますが、ここに原図を持っておるのでありますが、これを見ましても、ちやうどクモの巣を張つたようになつておるじやありませんか。そこにまた一本架設するということが、果して適正かつ合理的な考え方であるか、これは、だれが見たつてこれほど不合理、不適切なやり方はないと思ふのであります。これは、今さらこんなことを言つたつて仕方がないのであつて、自由主義、資本主義経済、弱肉強食のこの経済下におきましては、やむを得ない、とにかくやつたものは農民である。こういう姿は、何も高圧線の問題だけでなく、あらゆる建設事業を推進していく上において、至るところに出てきておるのであります。そこで、やはり公共の法益と個人の法益の問題が微妙な姿となつて現われてくるのであります。

す。しかし、ただいまの政務次官の御答弁によりますと、大体において了解を得ておられるようであります。私の手に入れた資料によりまして、百三十六人中二十七人のまだ了解を得ていない程度でありまして、大体において了解を得ておるのであります。これは、やはり私は法解釈の問題があると思ふのです。やはり民主主義的法治理念に立つたときには、法の拘束というものは、権力者にあるのである。今までの法解釈は、権力者が国民を拘束した、こういう理念に立つておつたと思ひます。新しい憲法下におきましては、やはり法治理念というものは、主権者であるところの国民が権力者に対して、お前、これ以上のことをやつてはいけぬ、拡大解釈をしてはいけぬ、これが近代の民主主義的法治理念の根本精神だと思ふのであります。そういう点から考えましても、どうも権力が弱い者に大きな力をつけておる、おおいにかぶさつてくる、国民自体にそういう気持があるのです。やはりお上のやられることには間違いないのだ、私たちは泣き寝入りするのが運命なんだ、こういう考え方が、やはり国民のどこかにまだあるのです。だからこそ、大部分の人がおかしいなと思ひながら、心ならずもこれに承諾した人があるのじやないかと思ふのです。もちろん中には、ああそれでけつこうです、公けのためにけつこうですといった気持で賛成された方もあつてしよう。しかし大部分の人は、上の方からそう言われるのだったから仕方がないのだ、やむを得ないのだ、こう言つて、腹の中でおかすきりしないものを持ちながら、泣き寝入りしている人が相当にあるのじやないかと思ひます。現にこの高圧線が通ることによつて——大体こころは、先ほど政務次官もお話しになりましたように、これは市街地になるのです。これは、私実際見て参りました。実によい土地なんです。宅地としてどれだけ使えるかという制限も、もちろんあることは知つておりますが、これは、年がたてばたつほど地代がずつと上つていくのです。ところが高圧線が架設されることによりまして、これはもう全然死んでしまふのです。大体今七千円から一万円くらいの土地価格だと思ひますが、ここに高圧線が引かれたならば、四千円程度で買いたたかれてしまふのであります。私たちは政治をやるときには、やはりその人の身になつて考える、これが一番大事だと思ふのです。その人の身になつてこれを考えてあげる、こういう立場に立たないと、ほんとうの政治ではないと思ひます。今までは二、三千円、あるいはもつと安い一、二万円、いか、畑じやないか、それが一万円にも一万五千円にも売れたならばけつこうじやないか、何をそれ以上欲はつたことを言うのか、こういう考え方をしたいけないと思ふのであります。事実、これは先ほど申し上げましたように、何年か後には、ほおつておけばほおつておくれ、どんどんと上つていくのです。それを、こういう公益の名のもとに、ここに高圧線が通ることによりまして、地面が永久に死んでしまふのであります。そうすれば、事業費がかりに高くつこうとも、ただいまのお話では、高圧線では三千万円、地下ケーブルにすると一億、こういうよう

なお話がありました。これは大きな事業費の差額があります。ありますけれども、これを地下に入れてあげることによつて、だれにも影響を与えないのです。つまり三千万円と一億と、七千万円の差です。これだけを営利事業——電気事業は営利事業とはいえないかもしれない、公益事業であります。これを負担することによつて、その住民に永遠に不安なく安心した生活をさせることができる、私は七千万円はそんなに大きなむだな金ではない、こう思ふのであります。私は、今さらこの事業認可されたものを取り消せとか、そういうことは言ひませんけれども、こうやつて泣き寝入りしていく人々を権力によつて、あるいは利益の大きな追求によつて、むざむざと顧みないでほおつておいていいものかどうか。認定されるときには、やはり建設費独自の立場に立つて、きざんとして態度をとつてもらいたいと思ふのです。何と考へてみましても、これは、皆さんのお手元にお渡ししてあります。クモの巣みたいになつてゐるではありませんか。自分は、この高圧線の下に住居を持つておる、また何がしかの土地を持つておる、その立場になつてみれば、おのずからこれは真剣にならざるを得ないし、十分に考へてあげなければならぬ問題であることははっきりしてゐる。それをあえてやられたところが、私はどうも納得がいけない。農民の気持がわかるような気がするのではありませんが、これに対するところの政務次官の御所見を、もう一ぺん一つお承りしたいと思ひます。

○徳安政務委員 ただいまお話しのお趣旨は、私も全く同感でございます。す。あくまでもこうした問題につきましては、その関係の人々の気持になつて考へてあげねばならぬということ、私は、私も常々考へておりました。断じて官僚独善に陥つてはいかぬと思ひます。今回の事件につきましても、それなるがゆゑに、ずいぶん慎重な取扱いをされたつもりでございます。土地収用法の、先ほどお話しになりました土地の適正かつ合理的な利用というより問題につきましても、そのうした法理上の解釈等は、また当該事務局からいたさせますが、精神だけは、私もよくよく善処したつもりでございます。ただこの事業が、私企業でありますれば、こんなものをもろろん許すはずもございませんし、許可する必要もないのであります。公益的な事柄でございますし、その方面における電力需給の強化という重大な使命もございまして関係から、この線をたといはかの方法によつていたしまして、いすれにしても、通産省としましては、どうしても許可せざるを得ない事件のようでございます。問題は、ただこの線を通るべきか通らざるべきかの問題でございますが、この点につきましても、先ほど申し上げました通り、最初から事業認定が出ておりましたならば、私ももう再考の余地があつたのではなからうか。また今は、住宅街でないところを通つております。しかし将来は、今三鋼委員のお話の通り、やがては住宅街になる場所であるからと、私も感ぜられるのでございまして。従つて、この付近の宅地をお持ちになつておる方に大きな影響があることも、考へられるわけでございます。こういう点については、全般

的ならぬ合せから、十分に利害関係人の方々の個人の利益というものを勘案していかなければならぬということを強く考えて、慎重を期したわけでございますが、先ほど申し上げましたように、各人々々で御了承いただきましたら、事業認定なくして、いわゆる監督官庁であります通産省の許可だけでどんな進捗事業でございまして、またまたそこに障害が起きましたから事業認定をしてきたというふうな、こそくなく行き方なんでありまして、そのときには、すでに大部分は了承されておるといふような形でございまして、それにいたしまして、ほんとうに他によるべき適当な措置がございすれば、私もその方も、すでに了承済みのものも、全部白紙に返してでもというふうな考え方で、先ほど申し上げましたように、重ねて通産大臣の方にも、幾分かの地元の要望せられる線等も書き出しまして、こういふ点はならぬものか、ああいう点はいけないのかというのを専門的に調査を依頼し、意見も求めたのでございまして、現段階では、そうした地元の要請されるようなものにつきましては、通産省といたしましても適当でないというふうな公けの意見の申し述べもございまして、ほんとうにこれは、やむなく了承したような関係でございまして、従って今お話しのように、一般の国民が権力のもとに屈従していく、いやがもうでも屈服をしていくのだという思想は、今後もあつてはなりませんし、建設省の仕事は、そういうことがあつてはいけないと思ひますので、十分気をつけて独善に陥らぬように、国民の気持が政治の上に反映するような政治をしていかなければならぬ、かように実は考えて、努めて私も、十分その点は事務当局にも話をして進んでおるつもりでございまして、本件につきましては、まことに遺憾な点もございしますので、従つて会社等につきましては、十二分にその点を言い聞かせまして、地元の方々ができる限り御納得のいく線まで話し合ひができれば、一つ私どもの方も警告もし、注意もいたしたい、かように考えておる次第でございまして。

○三 議員 政務次官は、非常に温厚な性格でありまして、こういう点は十分御配慮願つておるといふ、ただいまの御答弁で私は十分了解できるのであります。私は、先ほど、権力者が法によつて国民を拘束する、こういう言葉づかいをしたかと思ひますが、私は、この場合においては、やはり起業者だと思ひます。権力者といふものは、権力あるいは財力を持つておりますから、いろいろの手を使うのです。非常に合理的に、非常に温情的に、だれが聞いてもだれが見ても、あんなほどと思ひような進め方が彼らにはできるのです。現に今、大部分の人がこれに対して承諾を与えたといふことをお聞きしたのでありますが、私は、実際に聞いたのもありませんし、見たのでもありませんけれども、電力会社が地元に対して、こういうやり方をしておると思ひます。反対をすれば、土地収用法によつて無償で土地を収用する、取り上げてしまふのだ、これまで言うてもわからぬか、こういう言い方、これは素朴な農民の前で、りつぱそな紳士がそういう工合に言われると、普通農民は、そうまで言われるならばといったような気持になるのです。ほんとうからそ知らぬけれども、年末の非常にお金の入り用な時期に、カバンの中へ札束を入れて、それをちらつかせて、そうしてどうだ話し合ひに成したらといったようなやり方もされたやに、これは私は見たのではありませんから、事實はわかりませんけれども、そういうやり方をするのであります。そうすると、弱い立場の人は、そういう言葉あるいは現物に惑わされる、そして心ならずもこういう場合が、私は出てくるのじやないかと思ひます。こういう点につきまして、私はなほ幾多の疑問を持つておりますが、なおこの問題に對しまして、地元民から直接にいろいろと訴えを聞き、そして心配してこれらたところの神近先生が、きょうここへおいでになつておりますから、残余の質問は、神近先生に譲るといたしまして、私は今後のこともありますから、こういつた場合において、建設当局は、きざんたところの自主的な立場において、公正なる判断を今後されますように心からお願ひいたします。

○徳安府委員 ただいまのお話、まことにそういうこともありませんし、私どもも、過去においてもそういうことを見聞したこともございまして、あるいはそういうような処置を当該起業者がとつたこともあるのではないかと、そういう一応は想像されますので、そういうことを見抜いて政治を行うのが、ほんとうの政治家なのでございまして、そういう点について、御注意の点、十分私の方も事務当局にも話をいたしまして、今後におきましての戒めといたしますが、また本件につきましても、先ほど申し上げましたように、当該起業者にもよく注意をいたしまして、かりそめにもそうしたような誤解や、また疎漏のないように、私の方から嚴重な申し渡しをいたしたいと考えております。

○堀川委員 それでは次に神近委員。

○神近委員 今次官からいろいろ事情聴取の御発表がありましたので、別にその点で不満足のわけではございませんが、すでに承諾した者が、あるいは売り渡した者が農民の中の百三十六人、その中の二十七人というものが別になつてゐる。その区分けでございすけれども、これは解放農家——御存じだろうと思ひますが、終戦後小作人が、土地を解放されて持つてゐる人が非常に多いので、この承諾した東電からの申し入れによつて容易に土地を放した人たちは、大部分が解放農家に属する人たちだ。それからあとの二十七八人といふものは、先祖代々の耕作農家でございまして、おまけに集約的に土地を持つてゐるのです。ちやうどこの図のまん中に当りますところに、いろいろ制限がございまして、二町とか三町とかいふものを集約してそこに持つてゐる人たちが、この点を一つお耳に入れておいていただきたいと思ひます。

それから今建設省で調査、あるいはその他について非常に親切にしていたいたといふことは、私は感謝いたします。部下の方々をよく督促下さつて、大へん調査その他に耳を傾けて、また実地を見て下さつたといふことについて、大へん私はありがたいと思つております。ただその結果が事業認定になつてしまつたといふことに、私も、一体あれだけ努力して下さつたものは、何のためであつたのかという疑いを持つわけなんです。その点が、感謝をいたしますと同時に、私もこの事業認定をなさつたことが、どういふ形か、取り消しは一体できないものか、どうか、面子とかあるいは法規に、どこにもそのことは土地収用法にはなかつたやうでございまして、一体どういふ便法といふものは、政治力によつて行われ得ないかどうか、こういうことで、私は少し御質問を申し上げてみたいと思ひます。

この地図でござらぬように、この七千ヘクタールといふのが、ちやうど電線の谷間にあるのでございまして。私がおかしなたとえでございすけれども、この電線は、南葛線が十二万ボルトでございまして、板橋線が六万ボルト、高井戸線が六万ボルト、そのほか国鉄線が多分六万ボルトでございまして、ちやうど三十三万ボルトといふものが、この七千ヘクタールの土地を取り巻いてゐるわけなんです。今問題にされてゐる農民たちは、土地所有者たちは、そのまん中に、たとえてみると小さな池があつて、そして強力な電線に取り囲まれてゐる池のまん中に固まつてゐる農家だと思ひます。その池の中に、辛うじてまん中の方に避難をしてゐるのに、それに一枚板を渡さうといふのが、今度の新架線でございまして、そうすると、今まで安全を守つてゐた人たちが、それが守れなくなるということになるので、実際に三十万ボルト、その上にまた六万ボルトを、この少数の人たちが被害を受けなくちや

ならない。年々、土地の権利が、私どもも、十分その点は事務当局にも話をして進んでおるつもりでございまして、本件につきましては、まことに遺憾な点もございしますので、従つて会社等につきましては、十二分にその点を言い聞かせまして、地元の方々ができる限り御納得のいく線まで話し合ひができれば、一つ私どもの方も警告もし、注意もいたしたい、かように考えておる次第でございまして。

この地図でござらぬように、この七千ヘクタールといふのが、ちやうど電線の谷間にあるのでございまして。私がおかしなたとえでございすけれども、この電線は、南葛線が十二万ボルトでございまして、板橋線が六万ボルト、高井戸線が六万ボルト、そのほか国鉄線が多分六万ボルトでございまして、ちやうど三十三万ボルトといふものが、この七千ヘクタールの土地を取り巻いてゐるわけなんです。今問題にされてゐる農民たちは、土地所有者たちは、そのまん中に、たとえてみると小さな池があつて、そして強力な電線に取り囲まれてゐる池のまん中に固まつてゐる農家だと思ひます。その池の中に、辛うじてまん中の方に避難をしてゐるのに、それに一枚板を渡さうといふのが、今度の新架線でございまして、そうすると、今まで安全を守つてゐた人たちが、それが守れなくなるということになるので、実際に三十万ボルト、その上にまた六万ボルトを、この少数の人たちが被害を受けなくちや

くてもやれるだろうという考え方でやつておつたのではなからうか。悪書でやつたのではないと考えますけれども、ただ私どもの方にきましたときには、もうすでに大部分の者が了承されておるという事態——先ほども数字のお話がございましたが、私どもの方に入りました数字によると、鉄塔の立つております場所で、利害関係人が五十人あるやうでございますが、会社側

と、すでに四十九人がこれには御賛成をいただいており、二人が未解決だ。それから線の下でございしますが、これには人の重複はございまして、延べにして百九十四人御了解を得ておりまして、二十一人が御了解を得ていない、というふうな数字が私どもの方に参つておるわけでございします。こうしただけでございします。——

よる現実の事態から考えまして二十一人、二十七人という数字は、これは、先ほど神近先生のお話の数字と大体一致するように思いますが、こうした工合に、すでに七、八分了解が済んでしまつたあとと云うふうな場合には、私どももう一べん独自の立場から踏み切る方法もあつたと思います。しかし今申し上げましたように、他の適當な方法につきまして、地元から他の御要請をつぶさに私どもの方でも検討し、通産省の方は専門家でもありますかかもしないし、通産省の方の意見も徴したいが、それは、非常に困難であるまいしうような事態になりました、また先ほど申し上げた一キロ三千万円と一億円の問題でありますが、反対なさつてい

る場所は二キロだそうでございします。

しかし、そこだけをしてあとを架空にするというわけにも参りませんで、やるとすれば、原則としては従来通り、住家の密集地帯はケーブルにする、その他のところはできるだけ住居地域を避けまして、空地地区を通過するといふ、架空送電線といふことになりまして、大体においてケーブルにすべきところは一・六キロメートル、そうでないところが八・四キロメートルというふうなことになるのでございまして、この一・六キロメートルにつきましては、地下ケーブルを計画しているものでございまして、残るところは人家の密集していないところ、しかも大部分が空地地区ということで、全国的の施策といたしましては、大体この空地地区は架空線を持つていくということを、原則として許可するものでございまして、そこで二キロだけというわけには参りません。やるとすれば、やはり八・四キロメートルを地下にせねばならぬ、こういうふうな工合になるのだらうでございまして、そうしたふうないろいろな関係から、御趣旨に沿えなかつたことはまことに遺憾であると考えますが、以上申し上げましたような次第で、御趣旨に沿うように、また地元の意見にも十分沿うように努めたはずでございまして、結論はそういうふうに参加りませんでした。ほんとうに申しわけないと思いますが、しかし施工に当りましては、先ほども申し上げましたように十分に注意を与えまして、そうして先ほどのお話のように、会社側の方でいろいろな権限技術を弄したというふうなことも、これは世にありがちのことであるから、私ども先ほど三鋼先生にお答えいたしましたように、

に、おそくはそういうことも、法的に触れるようなことがなかつたといふ点にしましても、会社側としてはこれを早くやりたいあまり、いろいろな権限技術を弄したことも、あるいはあるのかもしれぬと思ひます。がしかし、そうした点につきましても、ただいま私どもに明確な資料もございませぬし、先ほど申し上げましたように、十月の七日にその認可申請が出まして、その後のことを一応基準にしてこの問題を考えたものでありますから、その以前の事柄等につきましての議員さんあたりの気持の変化——賛成しておつて、今度は反対されたかというふうなことにつきましての資料も持つておらぬわけでありまして、この点は、非常に私どもも残念に思つておりますけれども、一つ御了承願ひたいと思ひます。○瀬戸山委員 ちよつと関連して、この議論をここでいろいろやられても、どうにも結論が出ないと思ひます。私今までのいろいろ御質疑や当局の御説明を承つておつたのですが、それだけでどちらがどうという判断もなかなかつかない。ただ私がここで感じておりましたことは、御承知のように、特にわれわれの委員会では、土地の利用といふことを常に頭に置いてやつておるわけでありまして、特に国土の狭い我が国において、どういふふうな土地を利用するのが一番国のために申しますか、国民のためにいいかといふことを頭に置いて、諸般のことを考へておる。特にこれは全然飛んだ話であります、東京都を中心とした地域については、東京都の今日の状況から見て、将来のことも考へて各般の施策が考へられておるわけですね。特に土

地の状況が非常に逼迫いたしておるもので、最近においては東京湾の埋め立て、土地造成といふことも常に具体的にいろいろの考案がされておるという状況です。そういう場合に、私は現場の状況を全然知りませんけれども、ちよつと今図面等で見ただけでありますから、直ちにいづれという判断はつきかねますけれども、こういう問題は、ただ二、三の農民の人たちが特別に不満があつたとか、あるいは不服があつたとか、いろいろ事情があると思ひますけれども、私どもの立場としては、こういう架設物をする場合には将来のことを考へて、どうした方がよいかといふことを検討する必要があると思ひます。重ねて申し上げますが、土地が足りない、地上の土地の利用だけでは足らないので、東京湾の埋め立てでもいいたるかといふことを、現に今日でも私どもは案をいろいろ検討いたしておる状況であります。こういう土地をどういふふうな——こういう電線を上空に架設した方がいゝか、地下に架設した方がいゝかといふこと、これは金銭の問題でない場合があります。私はそういう感じがいたしますので、できれば当委員会において一応現場を見てもらつて、そうして検討した上で、もし法律上どういふことは取り消しができるというふうな場合には、法律にあるかないかは、これは検討しなければならぬけれども、政治的に将来のことを考へて、日本の国土の利用といふことからどういふふうにしたらよいかといふ結論が出るという可能性が、ありますれば、政府と話をして、将来に対する見通しを立てて、別な方途をとる必要があるといふことになれば、

別な方途をとつた方がよいのではないかと。その判断が今日できるわけではありませぬけれども、そういうふうな取扱いをしていただきたい。それでなければ、ここで幾ら質疑応答があれども、それは過去のことを言うておるだけで、政府としても、砂所のことでありますから、法律にある通りちゃんと手続を踏んだことを、今取り消しますというわけにもいかぬでしょう。まあそれがいいか悪いかわからないこと、ここでお話があつても判断がつかないのではないかと、こういうふうに思ひますので、一応これは別に質疑をするというわけではなくて、委員長に御諮りをいたします。○神近委員 今の瀬戸山委員の御発言は、私は非常にありがたいと思ひます。事業認定も終りまして、土地収用法を拜見いたしました。ほとんど農民には打つ手がなないのでございまして、今日の御質問は、いわば委員会に対する提訴の意味も半ば以上含んでいたのでございまして、委員会で御調査いたしたいと、私ども代表しております者にとりましては、まことにありがたいことでありまして、ぜひ論議を、あるいは御協議をその方に進めていただきたいと思ひます。○二階堂委員 議事進行について。今の瀬戸山委員の御発言でございまして、一応委員会として現場を見てみることも必要かと存じますので、理事会においてその取扱いをきめていただくように、委員長にお願いを申し上げます。○堀川委員 ただいま瀬戸山君から御発言がございましたが、委員長といたしまして、この御意見には賛成する向きが相当多いと思ひます。なお神近

委員といたされまして、これに御賛成であるようにも見受けられますし、この点は、今神近委員から御質問になつておられますが、御質問に対する答弁の点でも、実に丁寧な答弁ではありますので、十分に済んだことの答弁でありますので、気分をよくなぬと思ひます。このことでは何にもならぬと思ひます。こういう意味から、今二階堂委員が言われたように、一応理事会の問題といたしまして、その上で実地検証いたしますか、どうするかといふことを決定するようにいたしましてはどうであるかと思ひます。○「異議なし」と呼ぶ者あり ○堀川委員 異議がないようでありますので、さういふにいたします。○堀川委員 それでは、次に道路法の一部を改正する法律案、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案、首都高速道路公団法案及び日本道路公団法の一部を改正する法律案につきまして、これを一括して議題といたしまして、審議を進めることにいたします。塚本三郎君。塚本委員に申し上げますが、きょうは、道路局長は道路審議会に出席しておられますので、次長が出ておりますから、どうぞそのつもりで御質疑願ひたいと思ひます。○二階堂委員 議事進行。道路審議会は午後もあるのですか。○関盛説明員 大体午前中で終る予定になつております。○二階堂委員 それでは、午後引續いてやつてもらふようにお取り計らい願ひたいと思ひます。

○堀川委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

午後一時四十三分開議

○堀川委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

塚本三郎君

○塚本委員 建設次官にお尋ねいたします。ただいま首都高速道路公団法が上程されておりますが、この公団法は、私たちのこの東京都内における交通の事情から考えてみまして、必要性は非常に認めておるのでございます。しかし、御承知のように、こういうふうな交通が繁雑になるというところは、ただ東京都だけに限らず、おそらく大阪を初めとしたしまして、その他の大都市におきましても、こういうふうな事情になりますことは、おそらく時の問題ではなからうか、こういうふうな考えのわけでありまして、さきに道路に關しては、日本道路公団という公団ができておられますにかかわらず、そのほかにもまた新しくこういうふうな首都高速道路公団という、新しい公団が生まれるというところになりますと、大阪にもそういうことが必要である、あるいは名古屋や福岡にも、あるいはまた横浜にも、あるいはまた必要になつてくるというふうな場合、別個に一つずつそういうふうな性格の公団をお作りになるおつもりなのか、あるいはまた各地方ごとの公団を統括して、また日本道路公団とは別個の、都市内における交通緩和だけを目的とするところの総合的な公団をお作りになるのか、あるいはそれらの問題は、事に当面したときに対

処しようというおつもりなのか、この辺のところを、先の見通しを立てた政策をお持ちになるかどうかの点についてお尋ねをしたいと思つております。

○徳安政府委員 ただいまの御質問、御意はごもっともだと思います。道路公団が誕生いたしておりますので、全国的な有料道路をそこで取り扱つてお

りますが、本来から申しますならば、一本立ててこの道路公団にやらしていいんじゃないかという御意見も、理論としては成り立つのであります。ただ特にこの首都の交通関係が、たゞいま非常に混雑いたしておりますことは、御承知の通りでございます。特別な処置を必要とするではないかという関係から、この首都高速道路公団というものが

が芽ばえて参つた次第であります。その理由をいたしましては、再三申し上げておきますように、この都内におきまします高速自動車道は、全国的な幹線道路網の一部をなすものではなくて、もっぱら都内の街路交通の円滑をはかることを目的とするローカルの道路であるというところが一つ。それから道路公団でやりますことについて、資金面において道路公団は全国的なものを扱つておりますから、東京都、いわゆる首都の一番緊迫した高速道路の建設につきましましては、手が回りかねるというふうな関係から、むしろこれを別個のものにいたしまして、そうして資金面におきましても首都が一役を買ひ得るような制度にいたしませんと、国家資金だけでは、全国的な道路公団のやつておるものと、それから東京都内における高速道路とは一本ででき

すけれども、資金面において必ずしも満足すべきものがない。つまり言葉をかえて申しますと、今度の首都高速道路公団におきましては、資金面におきましても国が相当負担いたしますが、その一面において東京都が、あるいは資本金におきましても半額を出す、あるいはまた借入金におきましても、預金部と公団債に分れますが、ややその半分以上の公団債というものは民間資金を吸収せねばなりません。そういうような場合において、都があつせん努力をいたしまして、そうしてあるいは三百億に近いような金をそちらの方であつせん努力をするとか、あるいは東京都が交付金を出しまして、そうしてこの計画によりますと、五カ年間に七十五億も交付金を出すことになつてお

りますが、そういうような都を中心とした特別な行き方ではなれば、緊迫した交通、混雑した交通網を整備して、そうして交通の円滑をはかるというところは困難であらうという点、それからまた非常に街路関係にこの道路の關係がございまして、工事施行上の理由からいたしまして、やはり都市計画街路事業の主体であるところの東京都と密接な關係のある公団において施行することの方が、行政的にあつてましても非常に便利だ。一例をあげてみますと、街路関連事業がその間に二八%もある。この街路事業を無視して今度の高速道路の整備は、不可能でございまして、そういうものと関連しておるものでありますから、そういうものを全部あわせ考えますと、やはり別個なものがよからうという事で、資金の面、それから事業を遂行いたします面等から勘案いたしまして、道

路公団から切り離して、特別な公団を作るというところに政府の方針がきまつたわけでございます。しからば地方の方にも同じようなことをするのかというお話であります。横浜には首都高速道路公団で、将来は施行区域と申しますか、事業ができるのであります。ただ大阪その他につきましましては、もしやるとしますれば、別なものをこしらえなければなりません。しかし現在の考え方といたしましては、道路公団であつて限りやうしたものはやる。東京は首都であるだけに、別個な考え方ではないかというわけでございます。各主要都市に交通緩和のために別個な公団を立てるといふような考え方は、今のところは持つておりません。大体地方の方は、今の道路公団でや

る。しかし首都だけは、別個な機関でなければならぬというふうな考え方な考え方、別個な考え方をいたしておるわけでありまして、

○塚本委員 全般的に深く検討はいたしておりませんが、たとえば住宅関係にいたしましては、住宅に關する幾つかの外郭団体といふすね、こういうふうなものがあるわけですか、金融関係やら住宅公団やら協会というふうなものがある。これと同じように、道路につきましても幾多のそういうものが出てくるような気がいたすわけでございます。そういういたしますと、これはもう少し整備しておかないと、しろうと考へて申し上げますと、何か建設省の役人の人たちのあとの出場の始末を考へるために、公団をたくさん作るのだ、こういうふうな声をジャナーナリストの中では立てておるわけですか。私どもはそれは思わぬのでありますけれども、しかししろうとの勘といふものは、

のは、素外本質を突いておるような場合が多うございまして、こんなことは、私たちが黙つておつてはいけな

じやないかという感じがいたします。で、首都だけに限つてだということ、次官が今おっしゃいましたけれども、それが必ずしもだと言ひ切れるものであるかどうか、もしそうであるとしたら、たとえば大阪においても、

こういうふうな事情に何年後か知りませんけれども、やがてなる。こういう交通緩和のための方策として、同様な問題が出てくるという場合、これは地方公共団体にやらせるのか、あるいはまた日本道路公団をしてやらせるのか、大阪もおそらく今考慮しておかなければならぬ問題だと思ふのです。そういういたしますと、今後こういうふうな事情が発生して参つたときには、首都に限つてという次官のお話によりまして、その他の地方におきましますと、特に都市におけるこういう問題は、日本道路公団の別途会計でやらせるのか、地方公共団体にやらせるのか、その辺の見通し、これは全然予測ではなくて、時の問題として早晩出てくる問題だと思ひますが、その場合はどういふふうになさる計画なのか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○徳安政府委員 とりあへずは、結局大阪くらいが問題になるところだと思ふのです。地方の方は、大体そう御心配にならなくとも、現在の道路公団の行き方ではやれるのじやないかと思ひますが、大阪の場合は、将来当然問題にならうかと思ひますけれども、しかし公共団体でやりましたと、あるいは道路公団でやりましたと、こういう道路は、有料であることには間違いないわ

けであります。そこで将来大阪にやるというようなことは、ただいま考えておりませんが、しかし客観情勢によりまして、あるいはその方が非常に便利だ、また首都と同じような性格から考えてみて、せめて大阪くらいは別個なものを作らなければならぬという事態がくれば別でございまして、ただいまのところは、道路公団で事足るだろう、こう考えておりますから、現在東京都の首都という立場から、別個な一つのものを作ることは考えておりますけれども、それ以外のものにつきましては、ただいま考えていない。要するに道路公団で十分事足りるよう努力していきたいという考え方であるということだけで、御了承いただきたいと思ひます。

○塚本委員 それでは、首都だけであつて、あとは道路公団ということのようなお話でございしますが、そういったしますと、道路公団で現在まで行なつて参りました首都高速道路というのがございまして、これは数寄屋橋のところのあれだと思ひますが、あれは、道路公団としてはどういう見通しのもとに今日まで進められて参つたのか。この関係が非常にややこしいと思ひますが、私は、以前のことはよく存じておりませんが、蛇足になるかも知れませんが、日本道路公団が今日まで行なつてこられた計画と見通し——商店はすでに開店いたしておりますけれども、道路としての用は何らなしておられないように思ひますが、これは、どういふ見通しと計画のもとに今日まで進められてきたか、この点、お聞きしたいと思ひます。

○徳安政府委員 ただいまお話の銀座

のあの高速道路でございしますが、これは道路運送法による一般自動車道でありまして、新公団の建設する首都高速道路は、道路法による道路でありますから、性格が異なりますので、その管理は別個に行う予定でございします。その他のことにつきましては、政府委員から御答弁することになります。

○佐藤(電)政府委員 道路公団の本年度に実施しております首都高速道路について、塚本委員の御指摘がございしたので、その点についてお答えを申し上げます。

日本道路公団が昭和三十三年度に実施いたしておりますのは、首都高速道路計画のうちいわゆる一号線と申しますか、羽田から都心へ入ってくる部分の一部について、事業費一億三千万円で事業を実施するうちに相なつております。これにつきましては、本年度事業として予定通り進めただけ促進させるようにいたしておりますのでございしますが、ただいま御審議をいただいております首都高速道路公団の設立によりまして、来年度におきまして、できるだけ早く新しい機構の方に引き継ぐようにいたしたいと考えております。

○塚本委員 今お聞きいたしますと、建設次官と道路局長とのお話が違つておるのを見ます。というのは、次官は、法律は別であるから別途管理するというお話であり、道路局長の方は、引き継ぐというお話であります。その点、もう一べんお伺ひします。

○徳安政府委員 これは、局長の答弁と私の答弁とは、答弁の根本が間違つておつたらしいのです。私は、あの数寄屋橋のところのお話のようにさつき承わつたものですから、あすこにす

に高架でできておりますあの取扱いをどうするか、またその経過はどうかというお話のように考えましたので、その性格を申し上げたわけでありまして、局長の方は、三十三年度の事業と今度の公団との何か引き継ぎのことを御答弁申し上げたのでありますから、両方とも間違つてはいないのですけれども、説明する目標が違つておるわけなんです。その点を一つ御了解願つておきます。

○佐藤(電)政府委員 ただいま数寄屋橋の付近にできておりますあの道路は、いずれは今度の公団によって作られます首都高速道路と接続して、その一部に相なるわけにございしますが、ただいまのところでは、あれは公団関係とは全然別、公共道路ではございせん。道路運送法によりまして一般自動車道路、この付近では、箱根等にいろいろ会社の経営しております一般自動車道路というのがあります。あの一般自動車道路事業として、運輸省と建設省の共管の免許によつて実施をいたしておるもので、道路公団あるいは首都高速道路公団の考えておりますものは、ものといひましては全然別でございします。

○塚本委員 そういたしますと、あれは公共とは全然関係がないということであつて、今の場合別途なものだという次官の説明が正しいようにお聞きするわけですが、それによつて、それは、あれは今の首都高速道路公団とは全然別個である。やがてはあれを引き継ぐという見通しとか、そういうことは聞いてなかつたのですが、やがては引き継ぐというふうな意味にもとれる

御答弁であつたように見受けられますが、あれは、将来とも全然今の首都高速道路公団とは別個のものなのだというお話なのかどうか、この点、もう少し明確に御説明いただきたいと思ひます。

○徳安政府委員 ただいまの御質問に對しましては、先ほど申し上げましたように、性格が全然異なつておりますので、首都圏整備計画に基く既存の高速道路をも含んだ一貫した道路網を都市計画として決定する、そして一体として考えますけれども、これにつきましては、無料の道路でございまして、全然有料でないでございします。今数寄屋橋にできておりますのは、でありますから、全然別個な形でいくわけでありまして、誤解のないようにしていただきたいと思います。あれは有料道路でございせん。無料です道路でございします。

○塚本委員 複雑になつてきたようでございしますけれども、そうしますと、現在まだあれは通つていないと思ひますが、あれはいつごろ通して、無料になつた場合は、公共の道路でなくて無料だ、こういう状態ですと、ちよつと特殊なケースであるかと思ひますが、その場合に、やがては有料道路の中に編入し、その一環としてこれを活用するといふふうな見通しがあるものなのか、やはり全然無料のものであり、公共じゃないのだから高速道路公団の中へ編入することは、全然話は別個のような御答弁を次官は今なさつたわけですが、全く別個のものと理解していいのかどうか。

○堀川委員 道路局長が計画局長、どつちにしても、今お尋ねになつてお

る道路のでき上りからちよつと話して上げた方が、わかりやすいのじゃないかと思ひます。

○佐藤(電)政府委員 それでは、ただいま委員長の御指示もございましたから、簡単に経過に触れて御説明を申し上げます。

あの数寄屋橋の道路は、正確な年月はちよつと覚えておりませんが、昭和二十八年か九年ごろ、初めはあの外堀を、公有水面の利用をいたしたいといふことから始まつたようでございします。その後あの外堀を埋めまして利用する、道路とは何の関係もないことから始まつたようでございします。外堀を埋めて、その土地を利用したい、そのために一つの会社がございまして、そういうことを東京都へ願ひ出て許可を得てあるようでございします。そういうふうにして堀の埋め立ての許可をとつた。その地域に建物を建て、その上を道路にいたしたいという点で、一般自動車事業としての出願を運輸省と建設省へして参つたわけにございします。私も、道路運送法に基きまして、公有水面の埋め立てができるという前提に立つて、その自動車道を作る事業の認可に對しまして審査したのですが、その場合に、下をいろいろなものに利用するといふ御計画があるようですから、それからまた会社自身も、できた道路の通行に對しては、料金を取ることは考えていないといふことを申しておつたようであります。そういう会社の意向もあり、無料道路として自動車事業で実施することにはよろしい、こういう形で、運輸省と一緒にやつてあの事業の認可を与えておるわけにございします。その後いろいろ

の道路のでき上りからちよつと話して上げた方が、わかりやすいのじゃないかと思ひます。

ります。私は、そんなことを言つても、工事が進むにつれて、必ずこれを埋め立てるだらう。そうすると、これはりつづな道路に面した部屋ができるので、倉庫などには断じて使はずはない、これはきつといふいろいろな権利を取つて家を貸すんだらう、家を建てるのが目的ではないか、車を通すのが目

的ではなくて、家を建ててもうけるのが目的ではないかということ、繰り返し善き返し言っておつたのであります。この許可の点は、盲点をついた、いろいろな勘違いになる結果を生んで

おつたようであります。いずれにいたしましても、当時の会議録を見れば、そのときの質疑応答は明らかに成つておるのでございまして、その後不法な、いわゆる申請に偽わりをして不当に利得を得るといふようなことがはつきりいたしました以上は、十分監督並びに警告なりをして、それらの使用について、もし向うの答弁の通りならば、取りこわすと言つておつたのでございまして、それらについて、どのような経過で私が追及した通りの結果になり、しかも一方それが、最初の申請の目的を果しておらないということでありましたならば、当委員会としても、私は、将来の一つの模倣を作る意味において、何らかの嚴重な処置をとるべきだ、かように考えるのであります。が、これらに対する経過を一つ御説明願ひたいと思います。

○徳安政府委員　私は、もう皆さんからかえって教えられるくらいでありますして、過去のこととはあまりよく承知いたしておりますが、しかし不可思議なものだというふうなうわさは、しばしば聞いておりますして、もうすでにあいいう店ができてしましてからだいふ長い間、そのままになっておりますので、その経過等につきましては、私もここに資料を持っておりません。また同時に、その当時の質疑応答もござりますようでありますから、一応よく検討させていただきます。私どもの監督の不行き届きの点がございますれば、

ちろん監督もいたさなければならぬが、資料等もそろえて、次の機会に御説明申し上げるようにいたしますから、きょうは、この程度で一応お許しを願いたいと思います。

○塚本委員　話がともでもない方に
行つてしまひましたけれども、何か道
路局長のお話を承わつておりますと、
公有水面を利用して、そこに何か建て
て、それを利用したい、そうしてあと
から天井を道路に使用したい、こうい
う申請が出てきたという形ですと、公
有水面を個人会社に対する私企業のた
めに利用して、公けに對する弁明のた
めに、道路がその弁明の具に供され
た、こういうふうな感じを受けるわけ
であります。しかしこのことは、たが
いま次官が答弁なさつたように、次会
に経過について御報告があると思ひ
し、武藤委員からも、その経緯に對す
る内容の説明を要求せられております
ので、これは、また派生的な問題だと
思ひますから、後ほど私お尋ねいたす
ことにしたいと思つておりますが、こ
れがまだはつきり御答弁の中ではして

ないように思います。この首都高速道路公園という計画の中に利用せられるような形に、受け継がれるということとおそらくなるのじやなかろうかという感じがいたしますが、これは、全然ないというふうに断定せられれば別な問題になりますが、もしこれが利用せられるということになるならば、しかもまた、これがりっぱに筋の通つたものであるなら、大いに私は利用して差しつかえないと思うわけです。

〔委員長退席、二階堂委員長代理着席〕

その場合の料金が、無料であるという

のと有料であるのと、こういう形が出てきますが、利用はしないということなら、けつこうでございしますが、もし利用するという形になると、これは、有料と無料という問題が出て参ると思

りのです。これを將來にわたって、あんな大事なところにああいうりつばな道路ができるのですから、おそらくは利用しなければ、道路としての価値が全くなくなってしまうのではないかと思うのです。だから、当然これは利用せられるような感じがいたすのですが、そうすると有料、無料の問題が出てきます。全然ないと断定なさるのかどうか、その点、もし利用するならどうするのか、そのことは、全然考ええないということなのか、この点、お聞きしたいと思えます。

○養馬政務委員 利用の問題は、一環としてやはりそのルートの上に乗せてやりませんと、この高速道路は、御承知のように副都心部から都心部に入ってくる線と、それからそれを結ぶ現状の線があつて、ぐるぐる回つて、お互いにみんな重要な地点を接続していく

という機能になっておりますから、機能としては利用しやすいものといふことでございまして、有料と無料との関係も、さほど私どもも困難な問題と考へておりません。これは料金の徴収の技術の問題として解決できると思ひますが、ただ財産の引き継ぎとか会社との合併とか、そういう意味の関係は、これは全然ございせん。ただ、できた道路は、機械的に今後首都高速道路公団の道路とは接続さす意味においては、利用という点になります。が、財産関係その他債権債務関係、主体の問題等につきましては、これは全然関係あり

ませんで、現在会社が計画している分については、会社がそれをやつて完成する、それだけの問題でございます。

○塚本委員 私、何度も先ほどから申し上げておるのですけれども、しろう

との勘といふものはよく当るものでありまして、またあそこを、個人会社がデパートのような商店街を作つて、そしてまたあそこを利用するときに、首都高速道路公園として引き續いて使つ場合、使用料として、またその会社へ取つた料金を払い込んでやるというふうな形が出てきやしないかという感じがするわけです。將來のことを申し上げることは、大へん差し出がましい意見だとは思ひますけれども、しかし案外最初説明なさつておられるのと、そしてでき上つてしまひますのと、現在のものの一つの建物と申しますか、道路と申しますか、それ自身でも、専門の建設委員の皆様方でも、与党、野党を問はず、いまだに疑問がある。それは最初に出された説明と、徐々にときの移りかわり、工事の進捗状態とともに變つてきておる経過を見て参りますと、

やはり最初しろりとが言つたよりなことが当てはまつてきてしまふ。こういうことになりますと、やはりその使用の問題等も、簡単のようでありますけれども、二重にあそこをつないで、またあの会社にもうけさせてやるような、こういう形に想像ができてしまふわけでございます。こんな点も、將來とも一般の都民の疑惑を招かないような方法を十分考慮していただかないと、役人よりも商人の方が数段狡猾な、そしてまた深謀遠慮のもとに行われておるのが通例だと思つておりますので、その点、十分御注意してやつていただか

なければならぬと思つておられますが、その問題はもう別にいたしました、ここがでできるに當つて、いろいろなことが想定せられるわけであります。たとへば、ここに街路を利用するということが

とになっております。そういたしました
と、ああいうふうな、今議論になりました
したような形で、街路そのままで、下
は街路として使用し、また上に高速道
路を作る、こういうことになると思ひ
ますが、その場合、下を何らかの形で
街路以外の目的に利用するようなこと
があるのか、どうなのか、この点をお
聞きしたいと思います。

○美馬政府委員　今回この五カ年計画
で計画しておる高速道路の土地の利用
関係が、どんなふうになるかというこ
とから御説明した方が御納得がいくと
思いますが、全体の中で、川を利用す
る部分が三七％ございます。お配りし
てある資料にもございますが、それか
ら街路を利用していくところが三八・
五％、一般宅地が二四・五％、こうい
うことになっておりまして、川を利用
していく場合でございしますが、これ

は、ほとんど大部分が川の上に高架の
高速道路を建てる場合でございまし
て、もちろんこの場合には、治水上の
配慮は十分しなければなりません、
この高架の下を一般の民家なり、ある
いは事務所に開放するという問題は
起つて参りませんし、また私どもも、
それは認める方針ではおりません。そ
れから街路を通過する三八・五%で
ございしますが、これも、下が街路で
ございますから、街路上には、道路法に
よつて一般の住宅を建てたり、店舗を
設けたりすることができない建前にな
つておりますので、これも私どもも

は、原則として一般の住家なり事務所を認めるというとはしない方針であります。ただ問題は、一般の民有地を切つていく場合がありまして、たとえば申しますと、この線路にもございまして浜町あたりを切る場合でございまして、これは、現在のところ全然道路もございまして、民家があるところを高速道路が貫いていくという形になりますから、その場合には、高架の下をとか、あるいは事務所であるとか店舗であるとか、そういう場合を設けてまして、立ちのきをする人々を収容する施設は、考えなければならぬのではないかと、いうふうな気持ちでおります。大体の堅持といたしましては、これによつて立ちのきを受ける人家が約三千戸近く全体計画で想定されております。こういう人々に対しては、できるだけ何らかの形において収容していかなければならぬのではないのか。場合によつては、高架の下を利用されてもよろしいというふうな方針をとつております。個々の具体的な問題につきましては、高架の下を公団がいろいろ利用する場合に、建設大臣の認可になつておりますから、役所の方で、つまらない目的のために利用できないように、十分監督もできるというふうな建前になつておる次第でございまして。

○塚本委員 そういたしますと、原則としては、立ちのきを食つた人に対してだけ下を住宅として考慮しておつて、あとは一般に開放して利用するということに対しては、あるいは施設を作ろうというところに対しては考えておらない、こういうお話であります。数寄屋橋の話を引例に出して恐縮でございますけれども、ああいうふうな一般の疑惑がかからないような形であり、そして交通に不便がないという形ならば、土地を高度的に利用するという意味からいっても、もつと正しい意味で利用していくならば、窮屈な考え方というものは、しなくてはならないのじゃないですか。あるいはそういうふうな高度に利用することによつて、その料金等を安くするとか、あるいは償還期限を短かくするとか、そういうことも大いに考えてもいいのじゃないですか。もちろん下が一般の道路だということになりますと、これは多少不便は感ずるでしょうけれども、たとえば駐車場であるとか、あるいはガソリン・スタンドであるとか、道路に必要なものを設けさせるということも、それが考へても当然であるというふうな利用の仕方、あるいはまた、もつと日本の、あるいは首都の交通緩和のために役立つような施設をすることは、これは、うしろめたいところの計画や腹づもりさえないなら、より親切な方法でもあつたんじゃないか、というふうにも思ふわけですが。在来行われておりますような種類のものに対して、うしろめたいような、疑惑の持たれるようなことがあつたがために、非常に窮屈なことを計画局長も考へておられるのじゃないかと思ひますが、その点、断じてそういう必要はないというふうにお考えなのか。たとえばガソリン・スタンドや駐車場というところなんかは、有料無料という形も出てきますけれども、そういう点、もつとおおらかに考へて、そうしてでき得べくんば料金を安くする、あるいはまた償還期限を短かくして、早く一般に開放してやれるような方策を講ずることの方が

もつと親切じゃないか、というふうな考へ方もいたすわけですが、その点、どうでしょうか。

○美馬政府委員 私の言葉が多少足りなくて、誤解を起しましたが、私が申し上げましたのは、これに関連ない、全然無関係な人々を自由に事務所なり店舗として入れるのは、原則としてお断りです、こう申し上げたのでありまして、まだいふ仰せられませんでした駐車場、あるいはガソリン・スタンド、その他これに類する施設につきましては、現に公団といたしまして、この計画におきまして、何力所か計画しておりますし、また支障のないところ、あるいはそういうふうな駐車場であるとか、あるいはガソリン・スタンドであるとか、あるいはそういうところには十分利用していただくような考へで、ただいまおるものであります。

○塚本委員 大体構想もわかつたようでありまして、それでいいと、どうもあそここの数寄屋橋をもしつないだとして、あそこだけは商店があつて、ほかにも同じような利用の価値があるという場合において、今はいいですけども、やがてちがはくはなものができると、これは、みなが納得するようになつて利用していくような形にならなければ、都市としておかしいような感じがするわけですが。ただ、今日まであつたようなああいう疑惑というものが、これは、一点の余地も残さぬようにしておいてほしい、というふううに思ふわけですが。

それから、こまかい質問になりますけれども、この高速道路は、大体どれくらいの時速で走り、また償還期限は、大体どれくらいの期限でもつて償還がなされるのか、この予算に対する見通し、こういうものについて御説明願ひたいと思ひます。

○美馬政府委員 この高速道路の設計といたしましては、一時間約六十キロ、こういうスピードが出るような計画になつております。御参考までに申し上げますと、現在の都内の中心部の平均速度が約二十キロということになつておりました、この高速道路では六十キロ出せるということになつております。

それから償還の關係でございまして、この公団は、資本金とか、あるいは東京都の補助金、あるいは借入金等の關係がいろいろございまして、その組合せ等の關係でいろいろ違ひますが、私どもの今までの予定では、大体二十年から三十年くらいの間に償還できるようにやつていきたい、というふうな立場で、目下具体的な数字は、大蔵省当局と折衝中でございます。

○塚本委員 今の六十キロというのは、平均でございまして、最高ということですか。平均というところで理解してよろしいでしょうか。

○佐藤(寛)政府委員 いわゆる設計速度でございまして。従ひまして、その速度を基準にして路面なりカーブの半径なり、また勾配部の關係なりを設計いたします。従ひまして、安全に走れる最高、こういう工合に考へてよろしいかと思ひます。

○塚本委員 それでは、一般に理解しております高速道路ではなくて、普通の道路とほとんど違わなくて、ただ信号等とめられるというところなく、立体交差でまっすぐに通れるというだけで、一般の道路とほとんど違わぬ。

都内の一般道路と比べて、高速であるというふうな理解をする方が通例ではないかと思ひますが、そんな程度と解してよろしいでしょうか。

○佐藤(寛)政府委員 大体さうでございます。

○塚本委員 それはよくわかりました。それでは、今度は街路の問題でございまして、一般の街路を走るということになりますと、道路によつて今日受けておる受益者というものは、たくさんあるわけでございます。一般の道路の沿道の商店にしてみますと、今日の道路利用者の立場から考へて参りますと、その通行者が目的へ到達するだけが道路の役割ではなかつたはずだと思ふのです。その沿道の商店などにいたしますと、それが非常に宣伝のいい場所になる。家の前に看板をかけておくだけでいい宣伝になるでしようし、あるいはまたお客をいざなつてくれるところの役も果たしておるわけでございます。そうすると、この高速道路ができることによつて、非常に周囲に対しては影響力が大きいと思ふのです。あるいはまた民家などに對しては、太陽光線を受けるために、利用していいか悪いかは別として、道路があるがために、自然と家の中へも光線が入つてきて、住宅として完全な夜を果しておる、こういうふうな沿道に對する受益者——これは道路と所有者は別ですが、受益者は文句が言えないというところは、そうかもしれませんけれども、しかし、どういふんですか、原始取得ともいいますか、道路によつてその沿道の民家なり商家は、自然と利益を受けておると思ふのです。これは、長年の間、そういうふうな今利益を享受して

る人たちが、今度ここに高速道路ができるということになりますと、それがために日陰になるとか、あるいはお客の通行に対して非常に妨げになるとか、いろいろな問題等がここに起つてきて、おそらく地元等において反対運動等が起つたり、いろいろな場合が想定せられるのではなからうか。これも、私ども専門の立場でございせんから、杞憂に帰すればつこうでありませうけれども、ありがちなそういう反対運動等も出てきたりなんかするということになるのではなからうか。今ならば、前を通つてもつてストップして通るが、しかしながら、それがすつと通行してしまふ形になつてしまつて、そうして高い建物らしきものが目の前にできてくるということになりますと、日が当らなくなつてしまつて、お客様はいくらに通り過ぎるだけである、こういうような点等を考へて参りますと、地元でいろいろな問題が起きてくると思ひますが、そういうことに對する何らかの考慮をしておいでになるのかどうか。そういうことは全然考へなくていいのかどうか、この点、どうでございましょうか。

○美馬政府委員 ただいまの問題は、これは道路の性格によりまして、いなかの道の場合であるとか、あるいはまた風土を縦貫する遠距離間の高速道路であるとか、あるいはまた東京都内の一般の街路の場合、また今回の高速道路の場合等、利害關係がまちまちでございまして、いろいろな問題がございまして、この首都高速道路に關しましては、お説のように、これは副都心から都心に至る主として通過交通の問題でありまして、沿道の人々にとりまして

は、あまり利益がない。ほとんど利益がないと思ひます。しかし、そういう場合が多いと思ひます。しかしこれは、たとえは国道等をとつてみましても、同じような場合も出てくるのでありまして、今度の計画の上におきましては、そういう点はできるだけ避けるように、路線の選定なり、また設計上のいろいろな配慮をしなければならぬ。こういうことは十分考へて、場合によつては金銭上の補償の問題、その他代替施設の問題、いろいろな問題を十分考へていきたい、こういうふうに考へておきます。

○塚本委員 公共の利益のためには、こういうことの犠牲もある程度やむを得ないのではなからうか、こういうことは、当然施行者の立場になりましたら考へるところだと思つておりますが、ただいふ問題が起りまするときに考へ出されることであります。十分分納得のいくような説明を先に与えておいて、それから事業に取りかかると、こういうことをしていただかないと、きつと問題が出てくるのではなからうか。黙つてずつと事業を実施してしまふと、感情的な問題が特に道路なんかの場合においては多いと思ひます。から、この点、一つ公共のためだといふだけで推し進めるようなことにならないうように、十分先に理解させるような方策を考へておいて、この仕事を進めていただきたいといふふうに考へるわけでございます。

それからもう一つ、河川の上に三七〇という路面を使うことになる、こういう計画でございまして、河川というものは特殊な性格を持つておりまして、おそらくこんなことを私が申し上げ

なくとも、十分その点は考慮しておいでになると思ひますが、おそらく十年か十五年に一回というような出水に對するときに、そのときだけ河川のありがたさ、あるいはいいというところを、私どもは災害のたびに気がつくわけでは、一般は、排水くらいにしか私どもは思つておらないわけですが、ところがその十年か十五年に一回という大きな出水こそが被害をもたらす、そしてまた河川の近くの民家や商家に對するおそろしい被害をもたらすことは、これはもう各所に例を見ておるわけでございます。この点に對しては、技術的に特別の施策がなされておると思ひますが、一体この点は、全く大丈夫だといふふうな施策が行われるかどうか。この点に對する御説明を承わりたいと思つておきます。

○美馬政府委員 参考資料がありますので、参考にいらんになつていただくのとわかるのでございまして、図面がございまして、この首都高速道路公園参考資料の十二ページを開けていただきたいと思ひます。この十二ページをざらんにしていただくと、二つとしまして、河川の上を高架で通過する場合の図がございまして、たとえば古川の場合、神田川の場合、その他でございまして、ここにございまして、河川の原型は全然変へませんで、天井を相当高くいたしまして、高架の部分で建てまして水面上にふたをするといふふうな設計ではございせん、こういうふうな設計になつております。

これは、実はこの高速道路を設計する上におきまして技術委員会等を設けまして、特に治水との關係、川の上を通る關係も、その技術委員会が十分検討

していただいたのであります。その結果、川の上を通る場合はこういうふうにして、治水上の心配は全然ないやうにしたいといふことのためにできたのであります。ただいま申されましたやうな心配は全然ございせん。

○木村(守)委員 關連して、日本道路公団法の第二十六条には、「公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金を受け、又は道路債券を発行することができる。」といふことがあります。その第二項は、「前項の規定による短期借入金、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換へることが出来る。」といふことになつております。その第四項には「道路債券の償還者及び公団に對して資金の貸付をして、國際復興開發銀行は、公団の財産について他の債權者に先だつて自己の債權の弁済を受ける權利を有する。」とあります。この「他の債權者」といふのはどういふものがあるのか、これをまず第一にお伺ひします。

それから、今までの道路債券との債權の權利の比較、その順位はどういふふうになつて参りますか。

それからこの改正法律は、その趣旨が國際銀行の債權者としての地位を保護するために作られたとする法律でありまして、その國際銀行から金を借りるやうな事業につきましては、その他相当いろいろなところから借入金があると思ひます。そうした場合には、これは、返済が不可能になることを考へて、こういうやうな法律改正を續け込

んだのではなからうか。實際償還不可能なことがなければ、こういうことは考へなくていいのじやないかと思ひますが、償還不可能の場合——これは最悪の場合ですが、そういうことを願ひして、こういうやうな改正が出てくるのではないかと考へております。不幸にして償還不可能になつた場合には、一体どうするつもりなんですか。この法律の改正を見ましても、債權者について非常に甲乙をつける。もちろん外債に對しては、特別の保護規定が必要であるために、こういう法律を作つたのは、外債であつても内債であつても、大体において同じような權限がなくてはならないのではないかと考へております。償還不可能になつた場合に、どういふやうな順序で、どういふやうにこれを弁済していくのか、その点をお尋ねします。

○佐藤(寛)政府委員 その他の資金は何かあるか、借り入れでございまして、その点につきましては、道路債券と外債を借りるほかに、預金部資金をずいぶん借り入れるわけでございます。そのうち一般からの借り入れ、つまり道路債券と、それから世銀から借り入れる分には、何といひますか、弁済権を同順位にして、何といひます。いろいろ趣旨に相なつておるわけでありまして、従ひまして、最後の償還關係でございまして、世銀の償還については政府保証してございまして、世銀が特に優先されるというものでなく、一般道路債券と優先弁済度は同順位になつておる、こういうことであります。

○三鍋委員 先ほど兒玉委員から資料の要求があつたのでありますが、この

東京高速度自動車道路の問題は、やはり一応私たちはすつきりした形で納得しておかないという、現在提案、審議されている法案を十分審議していく上においても、これは大へん関連性が深いと思いますので、毎回、当局は御迷惑と思われるかもしれませんが、私も、新しくおいでになっておる方もたくさんおられますから、一つ今までの経過、資料、それから現在どのように進捗しておるか、どのような運営がされているのか、そういった資金面等いろいろな関係、これができるだけ詳細に一べん御提出願いたいと思うのです。

〔二階堂委員長代理退席、委員長
着席〕

それらをやはり一つの参考といたしまして、実例があるのですから、ああいう疑惑のないようなものにしたい。また今あるのが、私たちがただ変だと思っているだけで、実際すつきりしたものになっているのかもしれないし、そこいらのところを、現在のものをはつきりとききわめるとともに、今度の首都高速度道路公団法案が適正に運営されるように十分審議していきたいと思えますから、資料の御提出を一つ重ねてお願いいたしておきたいと思えます。どうか委員長、よろしく願っています。

○徳安政府委員　ただいまの資料の要求につきましては、でき得るだけ詳細に、御納得のいくような数字の提出を求めまして、委員会に提出することといたします。

○堀川委員長　それでは、本日はこの程度にいたします。次会は明後二十日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十四分散会

昭和三十四年二月二十四日印刷

昭和三十四年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局